

第10次田辺市交通安全計画の概要

1. 計画策定の趣旨

交通事故の防止は、市民一人ひとりが交通安全思想を高揚させ、交通安全意識を高め、全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指し、交通安全対策を推進していく必要があることから、交通安全対策基本法26条1項の規定に基づき、今後5年間に講じるべき交通安全に関する施策の大綱を定める。

2. 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

3. 計画の基本理念

1. 交通事故のない社会を目指して
2. 人優先の交通安全思想
3. 先端技術の積極的活用
4. 交通社会を構成する3要素(人間・車両等の交通機関・交通環境)に関する安全対策の推進
5. 情報通信技術(ICT)の活用
6. 救助・救急活動及び被害者支援の充実
7. 参加・協働型の交通安全活動の推進
8. 効果的・効率的な対策の実施
9. 公共交通における一層の安全の確保

4. 計画の構成

道路交通

1. 基本的な考え方

道路交通事故のない社会を目指して

- 人命尊重の理念
- 先端技術や情報の活用

2. 目標

- ① 平成32年までに年間の事故死者数(24時間死者)を3人以下にする。
- ② 死傷者数を300人以下にする。

3. 道路交通の安全についての対策

〈視点〉

1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保
- ③ 生活道路における安全確保

2 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

- ① 先端技術の活用推進
- ② 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- ③ 地域ぐるみの交通安全対策の推進

〈7つの柱〉

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 道路交通環境の整備 | ⑤ 道路交通秩序の維持 |
| ② 交通安全思想の普及徹底 | ⑥ 救助・救急活動の充実 |
| ③ 安全運転の確保 | ⑦ 被害者支援の充実と推進 |
| ④ 車両の安全性の確保 | |

鉄道交通

1. 基本的な考え方

鉄道事故のない社会を目指して

- 鉄道は、多くの市民が利用する生活に欠くことのできない交通手段である。
- 市民が安心して利用できる、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく。

2. 目標

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 運転事故全体の死者数減少を目指す。

3. 鉄道交通の安全についての対策

〈視点〉

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

〈6つの柱〉

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進

踏切道における交通

1. 基本的な考え方

踏切事故のない社会を目指して

- 踏切事故は、長期的には減少傾向にあるが、改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。

2. 目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るために措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。

3. 踏切道における交通の安全についての対策

〈視点〉

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

〈3つの柱〉

- ① 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ② 踏切道の統廃合の促進
- ③ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るために措置

5. 計画の主な重点施策

【道路交通の安全についての対策】

1. 道路交通環境の整備

- 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 高齢者、障害のある人等の安全に資する歩行空間等の整備
- 高速自動車国道等における事故防止対策の推進
 - ・逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案による事故防止
- 自転車利用環境の総合的整備
- 災害に備えた道路交通環境の整備

2. 交通安全思想の普及徹底

- 高齢者に対する交通安全教育の推進
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- 効果的な広報の実施

3. 安全運転の確保

- 高齢運転者対策の充実
 - ・認知機能検査に基づく高齢者講習におけるきめ細やかな講習の実施
- 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
- I C T・新技術を活用した安全対策の推進
 - ・衝突被害軽減ブレーキ等のA S V装置等の普及促進

4. 車両の安全性の確保

- 自動車点検整備の充実
 - ・自動車利用者による保守管理の徹底の強力な促進

5. 道路交通秩序の維持

- 交通事故防止に資する指導取締りの推進
 - ・取締りによる飲酒運転及び無免許運転の常習者の道路交通の場からの排除、周辺者に対する捜査の徹底等

6. 救助・救急活動の充実

- 自動体外式除細動器（A E D）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

7. 被害者支援の充実と推進

- 自転車が加害者になる事故に関し、高額な賠償額となるケースがあるため、損害賠償保険等への加入の促進
- 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

【鉄道交通の安全についての対策】

○鉄道施設等の安全性の向上

- ・多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化
- ・駅施設における段差の解消、内方線付き点状ブロック等による転落防止設備等の整備によるバリアフリー化の推進

○保安監査の実施

- ・輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況について適切な指導の実施

○運輸安全マネジメント評価の実施

- ・鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者による安全最優先の原則及びコンプライアンスに対する意識付けの取組の評価・助言

【踏切道における交通の安全についての対策】

○踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

- ・踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案した着実な踏切遮断機の整備
- ・高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置や非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化の推進

○踏切道の統廃合の促進